

# 緊急事態宣言下での勤務体制に関するお知らせ

2021年2月3日更新

1月7日に発令された緊急事態宣言解除の延期を受け、昨年より継続しているコロナウィルス感染拡大防止のための弁護士、従業員の半テレワークによる交代勤務強化体制を引き続き実施していくことにいたしました。

以下の業務体制を取り入れております。

今後の緊急事態宣言の内容によりさらに勤務体制や業務の変更が生じる場合がございます。

## 業務時間

月～金（祝日を除く）10:00～17:00

TEL03-5860-9595 FAX03-5860-9596

## お打ち合わせ

お打ち合わせは可能な範囲で電話会議、ウェブ会議など、非対面方式にてご対応しております。詳細につきましては皆様のご希望に沿うように個別にご相談させていただいておりますのでお問い合わせください。

## 事務所内の対策

- ・弁護士、従業員の手指消毒、健康管理の徹底
- ・ご来所されるすべての方への手指消毒のお願い
- ・打合わせ応接テーブルに飛沫防止用クリアパーテーションを設置
- ・応接室の換気の徹底
- ・備品消毒の徹底

皆様には更なるご不便をおかけいたしますが何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

弁護士小島好己  
(2021年2月3日)